

協議第 2 4 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

海部西部 4 町村合併協議会
会 長 井 桁 諭

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		1 8 慣行の取扱い		協議細目		
調整の方針						
内 容		佐屋町	立田村	八開村	佐織町	備 考
町村 民 憲 章	制定時期	昭和 57 年 11 月 3 日	昭和 61 年 11 月 3 日	無し	昭和 60 年 1 月 12 日	
	趣 旨	明るく住みよいまちづくりを進めるため、この憲章を定めます。	わたくしたち立田村民は、先人の努力に感謝し、みんなのしあわせと未来につながる明るく住みよい村づくりを願い、この憲章を定めます。		快適で住みよい郷土をつくるため、この憲章を定めます。	
	内 容	1. きまりや約束を守り、明るい住みよい社会をつくりましょう。 1. 思いやりと感謝の気持ちをもって、広い心を育てましょう。 1. 規則正しい生活で、健やかな体をつくりましょう。 1. 愛情と思いやりの心で、明るい家庭を築きましょう。 1. 緑あふれる清潔な環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。 長年（10 年以上）にわたり地域や団地で地道に活動されている方に感謝状を授与。 表彰件数：個人 169 人 団体 69 団体	1. 水、大地、緑 恵まれた自然を活かして、住みよい環境をつくります。 2. 働く、学ぶ、楽しむ 生涯を通じて、健康な体と豊かな心を育てます 3. あいさつ、笑顔、語らい ふれあいのなかで、思いやりの輪をひろげます。 4. 生きがい、やすらぎ、しあわせ、人間的で、活気あふれる村を築きます。		1. 思いやりと感謝の気持ちで心のかよう家庭にしましょう。 1. 教養を高めスポーツに親しみ明るいまちにしましょう。 1. 働くよろこびと希望のもてる豊かなまちにしましょう。 1. 郷土と自然を愛し美しい住みよいまちにしましょう。 1. 心を合わせきまりを守り平和なまちにしましょう。 広報等により広く啓発を図る。	
町村 章	制定時期	不 詳	昭和 52 年 2 月 1 日	昭和 52 年 9 月 27 日	昭和 54 年 9 月 1 日	
	内 容	《町 章》  毛利元就の教訓にある「三矢」を「佐屋」にたとえ、また旧3村が三位一体となって佐屋町発展に一致協力するとともに、堅実安定、均等整備を意味しています。なお、人間性教育の指標として「知育」「徳育」「体育」の3大目標も表しています。	《村 章》  立田村の「立」を鳥の羽ばたく姿に図案化したもので、円は内に平和と団結、外に雄飛発展することを表したものである。	《村 章》  「八、カ、イ」を左右一対の飛鳥にデザイン化したもので雄飛を表す。また、全体で農作物の若い芽をも表現し、豊かな農村づくりを意味する。 円形は融和、協調、団結、平和などを、左右への伸びと上への伸びは、限りなき躍進を象徴する。	《町 章》  四個の舟形は、織物（佐織縞）発祥地にちなみ、織機の「杼」を図案化したもの。 四学区の団結と融和並びに協調を外円で、また中のダイヤ形と佐の字は、佐織町の発展（横）と飛躍（縦）をそれぞれ象徴している。	

町村 の花	制定時期	昭和 57 年 11 月 3 日	昭和 56 年 11 月 18 日	平成 3 年 1 月 1 日	昭和 54 年 9 月 10 日	
	花 名	「ききょう」	「赤蓮」	「蓮の花」	「菊」	
町村 の木	制定時期	昭和 43 年 11 月 3 日	昭和 56 年 11 月 18 日	平成 3 年 1 月 1 日	昭和 54 年 9 月 10 日	
	木 名	「あすなろ」	「クロマツ」	「まき」	「松」	
宣 言	制定時期	昭和 57 年 3 月 23 日	平成 7 年 12 月 22 日	無し	昭和 61 年 9 月 12 日	
	名 称	非核都市宣言	非核平和宣言		非核平和宣言	
	内 容	<p>日本は、世界最初の唯一の被爆国である。核兵器による恐ろしい惨禍が二度と繰り返されないよう、核兵器所有国に対し核兵器廃絶、軍縮を強く訴えるとともに、戦争のない恒久平和の実現を目指し、ここに「反核兵器かつ軍縮、ひいては戦争のない世界平和の実現」に取り組み続けることを、議会の議決をもってここに宣言する。</p>	<p>真の恒久平和は人類共通の念願である。しかし、現在包括的核実験禁止条約の締結までにフランス・中国が核実験を行っており、人類が平和に生存する条件をおびやかすに至っている。</p> <p>我国では、世界最初の被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを声を大にして全世界の人々に訴え、再びこの地球に広島・長崎のあの惨事を繰り返させてはならない。</p> <p>この事は、人類が遵守しなければならない普遍的な理念であり、我々に課せられた使命である。</p> <p>我々人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、我国の非核三原則が完全に実施されることとあらゆる国の核兵器廃絶を強く訴える。</p> <p>地球上に平和と自然を絶やさないために、立田村は「非核平和宣言」をし、非核三原則を厳守する。</p> <p>また他の宣言都市と相携えて世論を喚起し、核兵器廃絶を願う村民の輪が、我国にそして世界に広がることを期すものである。</p> <p>よって、ここに立田村は、「非核平和」とすることを議会の議決をもってここに宣言する。</p>		<p>いまや、核軍備拡大競争は宇宙にまで広がり、核兵器を廃絶することは、生きとし生けるものの死活にかかわる最も緊急の課題となっている。</p> <p>我国では、世界最初の被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを声を大にして全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島・長崎のあの惨禍を繰り返させてはならない。</p> <p>我々人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、我国の非核三原則が完全実施されることとあらゆる国の核兵器廃絶を強く訴える。</p> <p>地球上に平和と自然を絶やさないために、佐織町は「非核平和宣言」をし、非核三原則を厳守する。真の恒久平和の理念を日常の住民生活の中に生かし、また他の宣言都市と相携えて世論を喚起し、我国にそして世界に平和が広がることを期すものである。</p> <p>我が佐織町は、人類の永遠の平和を積極的に推進するためここに非核平和を議会の議決をもって宣言する。</p>	
町村 の 歌・ 踊り		町民歌・町音頭あり	村音頭あり	村歌・村音頭あり	町歌・町音頭あり	

海部西部 4 町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	18 慣行の取扱い		協議細目	
調整の方針				
項目				
先進事例				
市町村名	合併年月日	調整方針		備考
あきる野市	平成7年9月1日	1 市章は、新市において新たに定めるものとする。 2 市の花、木、鳥は新市において新たに定める。		
田原市	平成15年8月20日	1 市章、市民憲章、市の花・木等 当面、田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとし、合併後、新たな市章、市民憲章、市の花・木の制定を検討するものとする。 2 各所宣言 田原町の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。 3 表彰制度 両町の現行制度を廃止し、新市において新たな制度の創設を検討するものとする。		
本巢市	平成16年2月1日	市民憲章、市章、市の木、市の花、市の魚、市の歌、市の鳥は、新市において調整する。		本巢市、飛騨市及び郡上市については、合併予定
飛騨市	平成16年2月1日	市章は、新市発足前に公募し決定する。市民憲章他は、新市で調整する。		
郡上市	平成16年3月1日	市民憲章、市章、市の花、市の木、市の鳥、市旗及び市の歌については、新市において調整する。		

